



宮 崎 県 公 報

平成22年 3 月 31 日 (水曜日) 号外 第 18 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則	頁
○政治倫理の確立のための宮崎県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (秘書広報課) 1	病院局企業管理規程 ○病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程……………13 ○病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程……………14
○卸売市場法施行条例の施行に関する規則及び宮崎県小規模卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則…………… (農政企画課) 2	○県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理規程……………15
○県立農業大学校規則の一部を改正する規則…………… (地域農業推進課) 12	県議会告示 ○宮崎県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示……………16

規 則

政治倫理の確立のための宮崎県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年 3 月 31 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第 8 号

政治倫理の確立のための宮崎県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための宮崎県知事の資産等の公開に関する条例施行規則 (平成 7 年宮崎県規則第 67 号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																	
<p>(所得等報告書)</p> <p>第 4 条 条例第 3 条第 1 号イに規定する規則で定める所得の金額は、租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 第 28 条の 4 及び第 28 条の 5 の規定による土地等の譲渡等に係る事業所得及び雑所得、同法第 31 条の規定による長期譲渡所得、同法第 32 条の規定による短期譲渡所得、同法第 37 条の 10 の規定による株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得並びに同法第 41 条の 14 の規定による商品先物取引による事業所得及び雑所得の金額とする。</p> <p>様式第 3 号 (第 5 条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>所得金額</th> <th>基因となった事実</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>分離課税</td> <td>土地等の譲渡等に係る事業所得及び雑所得</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	所得金額	基因となった事実	[略]			分離課税	土地等の譲渡等に係る事業所得及び雑所得		[略]			[略]			<p>(所得等報告書)</p> <p>第 4 条 条例第 3 条第 1 号イに規定する規則で定める所得の金額は、租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) <u>第 8 条の 4 の規定による上場株式等の配当等に係る配当所得</u>、同法第 28 条の 4 の規定による土地等の譲渡等に係る事業所得及び雑所得、同法第 31 条の規定による長期譲渡所得、同法第 32 条の規定による短期譲渡所得、同法第 37 条の 10 の規定による株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得並びに同法第 41 条の 14 の規定による商品先物取引による事業所得及び雑所得の金額とする。</p> <p>様式第 3 号 (第 5 条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>所得金額</th> <th>基因となった事実</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>分離課税</td> <td><u>上場株式等の配当等に係る配当所得</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>土地等の譲渡等に係る事業所得及び雑所得</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	所得金額	基因となった事実	[略]			分離課税	<u>上場株式等の配当等に係る配当所得</u>			土地等の譲渡等に係る事業所得及び雑所得		[略]			[略]		
区 分	所得金額	基因となった事実																																
[略]																																		
分離課税	土地等の譲渡等に係る事業所得及び雑所得																																	
[略]																																		
[略]																																		
区 分	所得金額	基因となった事実																																
[略]																																		
分離課税	<u>上場株式等の配当等に係る配当所得</u>																																	
	土地等の譲渡等に係る事業所得及び雑所得																																	
[略]																																		
[略]																																		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

卸売市場法施行条例の施行に関する規則及び宮崎県小規模卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第9号

卸売市場法施行条例の施行に関する規則及び宮崎県小規模卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

(卸売市場法施行条例の施行に関する規則の一部改正)

第1条 卸売市場法施行条例の施行に関する規則(昭和47年宮崎県規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(相対取引によることができる特別の事情がある場合)</p> <p>第7条 条例第8条第2項の規則で定める特別の事情がある場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 卸売業者と買受人(条例第16条第2項に規定する買受人をいう。以下同じ。)との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した生鮮食料品等の卸売をする場合</p> <p>(6)・(7) [略]</p> <p><u>(買受人の届出)</u></p> <p>第16条 条例第16条第2項の規定により、買受人の名簿を知事に提出する場合には、別記様式第16による届出書によってしなければならない。</p> <p><u>(卸売業者が申請した場所にある生鮮食料品等を卸売する場合に関する基準)</u></p> <p>第18条 条例第19条第2号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 卸売業者は、その者が法第58条第1項の許可を受けて卸売の業務を行う市場内にある生鮮食料品等以外の生鮮食料品等の卸売を行おうとする場合(第3号に掲げる場合を除く。)には、当該生鮮食料品等の品目、数量及び当該生鮮食料品等がある場所の所在地を記載した申請書を当該開設者に提出して、当該開設者の承認を受けなければならないものとする。</p> <p>(2) 前号の承認は、次に掲げる要件のすべてを満たしている場合に行われるものとする。</p> <p>ア 卸売業者が買受人との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した生鮮食料品等の卸売をする場合であること</p> <p>イ その他開設者が業務規程で定める要件を満たしていること</p> <p>(3) 卸売業者は、電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を使用する取引方法により生鮮食料品等の卸売をしようとする場合には、当該生鮮食料品等の品目、取引方法、当該取引方法による卸売の数量の上限及び卸売の実施期間を記載した申請書を当該開設者に提出して、当該市場における市場取引委員会(市場取引委員会を設置していない市場にあっては、当該開設者の選定した卸売業者、買受人その他の利害関係者)の意見を聴いた上で当該開設者の承認を受けなければならないものとする。</p> <p>(4) 前号の承認は、次に掲げる要件のすべてを満たしている場合に行われるものとする。</p> <p>ア 当該申請に係る生鮮食料品等が、次に掲げるものに限定されていること。</p> <p>(ア) かんしょ、ばれいしょ、かぼちゃ、にんじん、ごぼう、さといも、やまのいも、たまねぎ、まめやし、かいわれだいこん、なめこ、えのきたけ、ひらたけ及びぶなしめ</p>	<p>(相対取引によることができる特別の事情がある場合)</p> <p>第7条 条例第8条第2項の規則で定める特別の事情がある場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 卸売業者と買受人(条例第17条に規定する買受人をいう。以下同じ。)との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した生鮮食料品等の卸売をする場合</p> <p>(6)・(7) [略]</p> <p>第16条 削除</p> <p>第18条 削除</p>

じ並びに野菜の加工品

(イ) かんきつ類、りんご、かき、くり、パインアップル、バナナ、キウイフルーツ並びに冷凍果実及び果実の加工品

(ウ) 冷凍鯨肉以外の冷凍水産物及び生鮮水産物の加工品 (湯煮又は焼干ししたものを除く。)

(エ) 牛及び豚の部分肉 (枝肉を、もも、ヒレ、ロース、ばら及びかた等の部分に分割した場合におけるそれぞれの部分の肉をいう。)、輸入に係る牛肉、馬肉、豚肉及び羊肉 (その輸出国の政府又はこれに準ずる機関が規格により格付けをしたものに限る。)並びに鳥肉及び鳥卵

(オ) 加工食料品 ((ア)から(ウ)までに掲げる加工食料品を除く。)

(カ) 花きのうち種苗、花木、鉢植えのもの、枝物 (花又は紅葉若しくは黄葉した葉の付いたものを除く。)及び乾燥、染色その他の方法で加工されたもの

(キ) 一定の規格を有するため現物を見なくても適正に取引することが可能なもの ((ア)から(カ)までに掲げるものを除く。)であって、開設者が地方卸売市場ごとに、当該地方卸売市場に対する供給事情が比較的安定しているものとして業務規程で定めるもの

イ 当該申請に係る取引において、物品の引渡年月日、出荷者の氏名又は名称及び卸売の数量その他の公正な価格形成を確保するために必要な事項として開設者が業務規程で定めるものが提供されることになること。

ウ 当該申請に係る取引において、当該市場の買受人が当該取引に参加する機会が与えられること。

エ 当該申請に係る取引において、物品の引渡方法が定められることになること。

(せり人の資格等)

第19条 条例第23条第1項の規則で定める資格を有する者は、次に掲げる者以外のものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 地方卸売市場の卸売の業務に継続して2年以上の経験を有していない者

(5) [略]

2・3 [略]

(市況等に関する報告)

第20条 条例第24条の規定による報告は、別記様式第18により作成した報告書を当該報告に係る月の翌月の末日までに提出してしなければならない。

(せり人の資格等)

第19条 条例第23条第1項の規則で定める資格を有する者は、次に掲げる者以外のものとする。

(1)～(3) [略]

(4) [略]

2・3 [略]

(市況等に関する報告)

第20条 条例第24条の規定による報告は、年度 (4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)ごとに行うものとし、別記様式第18により作成した報告書を当該年度の翌年度の4月30日までに提出してしなければならない。

別記様式第16を次のように改める。

様式第16 削除

別記様式第17中 「

せり人	住 所	
	氏 名	
	経験年数	

を 「

せり人	住 所	
	氏 名	

」に改める。

別記様式第18中「市況等に関する月例報告書 (年 月分)」を「市況等に関する月別報告書」に、「 年 月分の」を「 年 月分から 年 月分までの」に改め、同様式の別紙1及び別紙2を次のように改める。

豆	さやいんげん																			
	やえんどう																			
類	実えんどう																			
	そらまめ																			
土	えだまめ																			
	かんしよ																			
物	ばれいしよ																			
	さといも																			
類	やまのいも																			
	たまご																			
な	ねぎ																			
	しようが																			
そ	ましいたけ																			
	その他の野菜																			

別紙2 青果物卸売市場月別報告書 (果実)

市場名 _____ 年 _____ 月 _____

品 目	産地府県	計		県内計 (宮崎県)		県外計		産地別 (記入例) 県別内訳 〇〇県〇〇K 〇〇〇円
		数	価額 円	数	価額 円	数	価額 円	
総計		kg	円	kg	円	kg	円	
ハウスみかん	かん							
露地みかん	かん							
ネーブルオレンジ(国産)								
甘なつみかん	かん							
いよかん	かん							
はっさく	く							
日向夏	夏							
ぼんかん	かん							
不知火	火							
きんかん	ハウス 露地							
レモン(国産)								
ゆず	ず							

別記様式第18の別紙6を次のように改める。

別紙6
花 き 年 月 分
地 方 卸 売 市 場 名
項 目

品目	県 内 産			県 外			合 計			左のうち他の市場向	
	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	金額	単価	数量	仕向地
	本	円	円	本	円	円	本	円	円	本	
1 菊 (大輪)											
2 菊 (小輪)											
3 スプレーキョク											
4 カーネーション											
5 バ											
6 百合											
7 スイートピー											
8 ラナンキュラス											
9 デルフィニウムエラータム											
10 デルフィニウムアンネンシス											
11 ガーベラ											
12 スツク											
13 カスミソウ											
14 トルコキキョウ											
15 スタキチ											
16 洋ラン切花											
17 その他切花											
18 薬物											
19 キ											
20 その他枝物											
21 シンビジウム											
22 フアレンジウム											
23 その他洋ラン											
24 シクラメン											
25 ボイセンチア											
26 観葉植物											
27 その他鉢物											
28 パンジー											
29 その他花壇植物											
30 その他											
合計											

(宮崎県小規模卸売市場条例施行規則の一部改正)

第 2 条 宮崎県小規模卸売市場条例施行規則 (昭和48年宮崎県規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(営業又は事業の譲渡し及び譲受けの認可申請)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、当該申請者のうちに法人である者がある場合には、その法人についての次に掲げる書類並びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写しを添付しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該申請者が開設者にあつては、<u>第 3 条第 2 項第 1 号</u>から第 5 号まで及び第 7 号に掲げる書類</p> <p>(3) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(法人の合併及び分割の認可申請)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、当該申請者及び合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該業務を承継する法人についての次に掲げる書類及び合併に係る契約書又は分割に係る計画書若しくは契約書の写しを添付しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該申請者が開設者にあつては、<u>第 3 条第 2 項第 1 号</u>から第 5 号まで及び第 7 号に掲げる書類</p> <p>(3) [略]</p> <p><u>(買受人の届出)</u></p> <p>第16条 <u>条例第20条第 2 項の規定により、買受人 (条例第20条第 2 項に規定する買受人をいう。以下同じ。)</u> の名簿を知事に提出する場合には、別記様式第16による届出書によってしなければならない。</p> <p>(相対取引によることができる特別な事情がある場合)</p> <p>第17条 条例第21条の 2 第 2 号の規則で定める特別な事情がある場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 卸売業者と買受人との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した生鮮食料品等の卸売をする場合</p> <p>(6)・(7) [略]</p> <p>(せり人の資格等)</p> <p>第20条 条例第28条第 1 項の規則で定める資格を有する者は、次に掲げる者以外のものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>小規模卸売市場の卸売の業務に継続して 2 年以上の経験を有していない者</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(営業又は事業の譲渡し及び譲受けの認可申請)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、当該申請者のうちに法人である者がある場合には、その法人についての次に掲げる書類並びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写しを添付しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該申請者が開設者にあつては、<u>第 3 条第 3 項第 1 号</u>から第 5 号まで及び第 7 号に掲げる書類</p> <p>(3) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(法人の合併及び分割の認可申請)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、当該申請者及び合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該業務を承継する法人についての次に掲げる書類及び合併に係る契約書又は分割に係る計画書若しくは契約書の写しを添付しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該申請者が開設者にあつては、<u>第 3 条第 3 項第 1 号</u>から第 5 号まで及び第 7 号に掲げる書類</p> <p>(3) [略]</p> <p>第16条 削除</p> <p>(相対取引によることができる特別な事情がある場合)</p> <p>第17条 条例第21条の 2 第 2 号の規則で定める特別な事情がある場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 卸売業者と買受人 (<u>条例第22条に規定する買受人をいう。以下同じ。</u>) との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した生鮮食料品等の卸売をする場合</p> <p>(6)・(7) [略]</p> <p>(せり人の資格等)</p> <p>第20条 条例第28条第 1 項の規則で定める資格を有する者は、次に掲げる者以外のものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>

別記様式第16を次のように改める。

様式第16 削除

別記様式第17中

せり人	住 所	
	氏 名	
	経験年数	

を

せり人	住 所	
	氏 名	

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の卸売市場法施行条例の施行に関する規則第20条及び別記様式第18の規定は、平成22年4月以後の月に係る報告について適用し、同月前の月に係る報告については、なお従前の例による。

県立農業大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第10号

県立農業大学校規則の一部を改正する規則

県立農業大学校規則（昭和59年宮崎県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																
<p>(学科、専攻科及びコースの設置)</p> <p>第3条 農学部に農産学科、園芸学科及び畜産学科（以下これらを「学科」という。）並びに専攻科を置き、それぞれに置くコースは、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">コ ー ス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">農産学科</td> <td>水稲畑作経営コース 茶業経営コース</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">園芸学科</td> <td>野菜経営コース 花き経営コース 果樹経営コース</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">畜産学科</td> <td>酪農経営コース 肉用牛経営コース</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 [略]</p> <p>(授業科目及び単位数)</p> <p>第7条 農学部の授業科目及び進級又は卒業に必要な授業科目の単位数（以下「単位数」という。）は、<u>別表のとおりとする。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、校長は、必要があると認めるときは、<u>知事の承認を得て臨時に授業科目及び単位数の一部を変更することができる。</u></p> <p>(入学資格)</p> <p>第8条 農学部に入学できる者は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">入 学 資 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">農産学科 園芸学科 畜産学科</td> <td>学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校を卒業した者その他の同法第56条に規定する者</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(入寮)</p> <p>第12条 学科の学生は、大学校に設置された寮に入居しなければならない。</p> <p>(宿泊施設の利用)</p> <p>第21条の2 前条の許可を受けた者（以下「研修生」という。）で宿泊を希望するものは、大学校に設置された宿泊施設を利用することができる。</p> <p>附 則 (経過措置)</p> <p>3 [略]</p>	区 分	コ ー ス	農産学科	水稲畑作経営コース 茶業経営コース	園芸学科	野菜経営コース 花き経営コース 果樹経営コース	畜産学科	酪農経営コース 肉用牛経営コース	[略]		区 分	入 学 資 格	農産学科 園芸学科 畜産学科	学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校を卒業した者その他の同法第56条に規定する者	[略]		<p>(学科、専攻科及びコースの設置)</p> <p>第3条 農学部にアグリビジネス学科、<u>園芸経営学科及び畜産経営学科</u>（以下これらを「学科」という。）並びに専攻科を置き、それぞれに置くコースは、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">コ ー ス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">アグリビジネス学科</td> <td>大規模経営コース <u>グリーンライフコース</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">園芸経営学科</td> <td><u>施設野菜コース 花きコース 果樹・茶コース</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">畜産経営学科</td> <td>肉用牛コース 乳肉複合コース</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 [略]</p> <p>(授業科目及び単位数)</p> <p>第7条 農学部の授業科目及び進級又は卒業に必要な授業科目の単位数（以下「単位数」という。）は、<u>知事の承認を得て校長が別に定める。</u></p> <p>(入学資格)</p> <p>第8条 農学部に入学できる者は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">入 学 資 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">学科</td> <td>学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校を卒業した者その他の同法第90条第1項に規定する者</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(入寮)</p> <p>第12条 学科の学生は、大学校に設置された寮に入居しなければならない。<u>ただし、特別の理由により校長の許可を受けた者は、この限りでない。</u></p> <p>(宿泊施設の利用)</p> <p>第21条の2 前条の許可を受けた者（以下「研修生」という。）<u>その他特に校長が認める者</u>で宿泊を希望するものは、大学校に設置された宿泊施設を利用することができる。</p> <p>附 則 (経過措置)</p> <p>3 [略]</p> <p><u>(平成22年度における学科の入校定員の特例)</u></p> <p>4 平成22年度における学科の入校定員に係る第4条第1項の適用については、<u>同項中「65人」とあるのは「75人」とする。</u></p>	区 分	コ ー ス	アグリビジネス学科	大規模経営コース <u>グリーンライフコース</u>	園芸経営学科	<u>施設野菜コース 花きコース 果樹・茶コース</u>	畜産経営学科	肉用牛コース 乳肉複合コース	[略]		区 分	入 学 資 格	学科	学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校を卒業した者その他の同法第90条第1項に規定する者	[略]	
区 分	コ ー ス																																
農産学科	水稲畑作経営コース 茶業経営コース																																
園芸学科	野菜経営コース 花き経営コース 果樹経営コース																																
畜産学科	酪農経営コース 肉用牛経営コース																																
[略]																																	
区 分	入 学 資 格																																
農産学科 園芸学科 畜産学科	学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校を卒業した者その他の同法第56条に規定する者																																
[略]																																	
区 分	コ ー ス																																
アグリビジネス学科	大規模経営コース <u>グリーンライフコース</u>																																
園芸経営学科	<u>施設野菜コース 花きコース 果樹・茶コース</u>																																
畜産経営学科	肉用牛コース 乳肉複合コース																																
[略]																																	
区 分	入 学 資 格																																
学科	学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校を卒業した者その他の同法第90条第1項に規定する者																																
[略]																																	

別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日において現に県立農業大学校に在籍している者については、この規則による改正前の県立農業大学校規則第3条、第7条及び別表の規定は、なおその効力を有する。

3 この規則による改正後の県立農業大学校規則第3条第1項の規定の適用については、この規則の施行の日から平成23年3月31日までの間においては、同項中「アグリビジネス学科」とあるのは「アグリビジネス学科（農産学科）」と、「園芸経営学科」とあるのは「園芸経営学科（園芸学科）」と、「畜産経営学科」とあるのは「畜産経営学科（畜産学科）」とする。

病院局企業管理規程

病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成22年3月31日

宮崎県病院局長 甲 斐 景早文

宮崎県病院局企業管理規程第1号

病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程

病院局組織規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
(病院の内部組織)			(病院の内部組織)		
第5条 次の表の第1欄に掲げる病院に、同表の第2欄に掲げる部又はセンター（以下「部等」という。）を置き、部等に同表の第3欄に掲げる課又は科を置く。			第5条 次の表の第1欄に掲げる病院に、同表の第2欄に掲げる部又はセンター（以下「部等」という。）を置き、部等に同表の第3欄に掲げる課又は科を置く。		
病院	部等	課又は科	病院	部等	課又は科
県立宮崎病院	[略]		県立宮崎病院	[略]	
	診療部	内科 神経内科 循環器科 小児科 外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 歯科口腔外科 麻酔科 救命救急科 臨床検査科 <u>病理科</u> 栄養管理科		診療部	内科 神経内科 循環器科 小児科 外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 歯科口腔外科 麻酔科 救命救急科 臨床検査科 <u>病理診断科</u> 栄養管理科 臨床工学科
	[略]			[略]	
県立延岡病院	[略]		県立延岡病院	[略]	
	診療部	内科 心療内科 精神科 神経内科 循環器科 小児科 外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 歯科口腔外科 麻酔科 救命救急科 臨床検査科 栄養管理科		診療部	内科 心療内科 精神科 神経内科 循環器科 小児科 外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 歯科口腔外科 麻酔科 救命救急科 臨床検査科 <u>病理診断科</u> 栄養管理科 臨床工学科
	[略]			[略]	
県立日南病院	[略]		県立日南病院	[略]	
	診療部	内科 心療内科 精神科 神経内科 循環器科		診療部	内科 心療内科 精神科 神経内科 循環器科

	[略]	小児科 外科 整形外科 脳神経外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 臨床検査科 栄養管理科		[略]	小児科 外科 整形外科 脳神経外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 臨床検査科 病理診断科 栄養管理科 臨床工学科
(県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院の分掌事務)			(県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院の分掌事務)		
第6条 [略]			第6条 [略]		
2 [略]			2 [略]		
3 前条に規定する診療部(救命救急科、臨床検査科、 <u>病理科及び栄養管理科</u> を除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。			3 前条に規定する診療部(救命救急科、臨床検査科、 <u>病理診断科、栄養管理科及び臨床工学科</u> を除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。		
(1)~(5) [略]			(1)~(5) [略]		
4 前条に規定する診療部救命救急科、臨床検査科、 <u>病理科及び栄養管理科</u> の分掌事務は、次のとおりとする。			4 前条に規定する診療部救命救急科、臨床検査科、 <u>病理診断科、栄養管理科及び臨床工学科</u> の分掌事務は、次のとおりとする。		
救命救急科			救命救急科		
(1)~(5) [略]			(1)~(5) [略]		
臨床検査科			臨床検査科		
(1)~(3) [略]			(1)~(3) [略]		
<u>病理科</u>			<u>病理診断科</u>		
(1)~(6) [略]			(1)~(6) [略]		
栄養管理科			栄養管理科		
(1) [略]			(1) [略]		
<u>臨床工学科</u>			<u>臨床工学科</u>		
(1) 生命維持管理装置等の操作及び保守点検に関すること。			(1) 生命維持管理装置等の操作及び保守点検に関すること。		
(2) 生命維持管理装置等に関する情報提供に関すること。			(2) 生命維持管理装置等に関する情報提供に関すること。		
(3) 生命維持管理装置等の管理に関すること。			(3) 生命維持管理装置等の管理に関すること。		
5~8 [略]			5~8 [略]		

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成22年3月31日

宮崎県病院局長 甲 斐 景早文

宮崎県病院局企業管理規程第2号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

病院事業職員の給与に関する規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(特殊勤務手当の種類)	(特殊勤務手当の種類)
第10条 病院事業給与条例第12条の規定により支給される特殊勤務手当の種類は、感染症予防手当、精神保健福祉業務手当、深夜看護手当、放射線取扱手当、航空機搭乗手当及び精神医療業務手当とする。	第10条 病院事業給与条例第12条の規定により支給される特殊勤務手当の種類は、感染症予防手当、精神保健福祉業務手当、深夜看護手当、放射線取扱手当、航空機搭乗手当、 <u>精神医療業務手当及び救急医療体制確保手当</u> とする。
2 [略]	2 [略]
	3 第1項に規定する救急医療体制確保手当は、医療職給料表(一)の適用を受ける職員が、診療時間外(次項各号に掲げる時間帯をいう。)に呼出しを受け、救急外来患者にかかる1時間以上の診療業務に従事した場合に、当該診療業務に従事した回数1回につき、12,000円(診療業務に従事した時間が4時間未満の場合は6,000円)を支給する。

別表第 6 (第 7 条、第 12 条関係)

組 織	職	種別	級	管理職手当額
[略]				
県立宮崎病院、 県立延岡病院及 び県立日南病院	[略]			
	[略]			
	事務次長	[略]		
	薬剤長			
	看護部長			

4 前項の診療業務に従事した回数は、次の各号に掲げる時間帯ごとに 1 回とする。

(1) 休診日(祝日、年末年始の休日、土曜日又は日曜日に限る。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間

(2) 午後 5 時 15 分から翌日午前 8 時 30 分までの間

別表第 6 (第 7 条、第 12 条関係)

組 織	職	種別	級	管理職手当額
[略]				
県立宮崎病院、 県立延岡病院及 び県立日南病院	[略]			
	[略]			
	事務次長	[略]		
	薬剤部長			
	看護部長			

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成 22 年 3 月 31 日

宮崎県病院局長 甲 斐 景早文

宮崎県病院局企業管理規程第 3 号

県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理規程

県立病院料金等規程(平成 18 年宮崎県病院局企業管理規程第 12 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後					
別表(第 3 条関係)					別表(第 3 条関係)					
区 分	単 位	金 額	備 考		区 分	単 位	金 額	備 考		
[略]					[略]					
8 不妊症治療料	県立延岡病院	[略]			8 不妊症治療料	県立宮崎病院	人工授精	1 件につき 子宮内に精子を注入する場合	10,500 円	
					県立延岡病院	[略]				
[略]					[略]					
13 [略]					13 [略]					
					14 セカン ドオピニ オン料	県立宮崎病院、 県立延岡病院及び 県立日南病院	1 件につき	10,500 円		
[略]					[略]					
14 [略]					15 [略]					

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

県 議 会 告 示

宮崎県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成22年3月31日

宮崎県議会議長 中 村 幸 一

宮崎県議会告示第 1 号

宮崎県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示

宮崎県議会の議員の資産等の公開に関する規程（平成7年宮崎県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
様式第3号（第5条関係）				様式第3号（第5条関係）			
[略]				[略]			
	区 分	所得金額	基因となった事実		区 分	所得金額	基因となった事実
[略]				[略]			
分 離 課 税	[略]			分 離 課 税	[略]		
	株式等の事業・譲渡・雑 所得				株式等の事業・譲渡・雑 所得		
	[略]				上場株式等の配当所得		
[略]				[略]			
[略]				[略]			

附 則

この告示は、公表の日から施行する。